神奈川県スポーツリーダーバンク登録・紹介事務取扱要領

1 目的

神奈川県スポーツリーダーバンク設置要綱第3条の(1)に基づき、スポーツ指導者の登録・紹介に関して必要な事項を定める。

2 登録対象指導者

神奈川県内で活動でき、当該種目の指導に関する次に掲げる何らかの資格・要件を備える者とする。

- (1) 日本スポーツ協会の公認指導者等の資格を有する者
- (2) 日本レクリエーション協会の公認指導者等の資格を有する者
- (3) 各都道府県及び各市町村が養成した指導者
- (4) スポーツ等に関係する公益法人公認の指導者等の資格を有する者、または、スポーツ等に 関係する国家資格を有する者
- (5) 前記(1) から(4) に準じる指導者資格を有する者

3 登録の手順

前項の登録対象指導者に該当する者であれば、登録申請することができる。

(1)登録申請者は、所定の登録申請書に指導資格を証明する書類を添えて提出する。 登録申請書等の登録に必要な書類は、スポーツセンタースポーツ相談・情報担当に請求する。

(書類はスポーツセンターウェブサイトにも掲載しています。)

(2) 申請内容等が確認された後、スポーツリーダーバンクへ登録される。 登録手続きが完了すると、登録内容及び登録証が送付されるとともに指導者情報がスポー ツセンターウェブサイトに掲載される。

4 登録内容

別紙「登録申請書」のとおり。

5 登録の取り消し

次のいずれかに該当した場合は登録を取り消す。

- (1) スポーツリーダーバンク登録者であることを利用し、宗教活動、政治活動もしくは、営利性が高いと判断できる活動を行った場合、その他、スポーツリーダーバンクの社会的信用の失墜を招く行為があった場合
- (2) 虚偽の申請内容があった場合
- (3) 連絡先が不明となった場合
- (4) 本人にから登録取消の申し出があった場合、または、所定の登録更新をしなかった場合

6 紹介の手順

(1)連絡先を公開した場合

ア スポーツセンターウェブサイトによるスポーツ指導者情報の提供

スポーツセンターウェブサイトスポーツ指導者検索画面により、登録指導者の情報を提供する。

連絡先等の情報を入手した利用者がニーズにあった指導者に連絡し、指導を依頼する。

イ スポーツセンターによるスポーツ指導者情報の提供

スポーツセンターに指導者情報提供の依頼があった場合、ウェブサイトに掲載されている範囲の情報を提供する。当該依頼者が指導者へ連絡する。

(2) 連絡先を非公開とした場合

スポーツセンターに指導者情報提供の依頼があった場合、スポーツセンターは当該指導者の承諾を得た上で、指導者の連絡先を当該依頼者に伝える。当該依頼者が指導者へ連絡する。

7 登録の更新

スポーツリーダーバンク登録指導者は3年が経過した時点で登録更新手続きを行う。

- ※ 更新の方法については、別途スポーツセンターから案内する。
- ※ 更新の際、指導実績(3年分)と受講した指導者研修について報告をする。

8 その他

- (1)経費及び傷害保険・安全管理等の事項については、依頼者と指導者が当事者の責任において十分な打ち合わせをする。
- (2)登録期間中において登録内容に変更がある場合や登録指導者としての活動が継続できなくなった場合は、速やかにスポーツセンタースポーツ相談・情報担当に報告する。

附則

1 この要領は、平成20年5月17日から施行する。

附則

1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

1 この要領は、平成22年8月20日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成31年2月27日から施行する。

附則

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。